

第 10 次なは高齢者プラン
〈那覇市高齢者保健福祉計画(令和 9 年度改定)及び介護保険事業計画(第 10 期)〉
策定業務委託事業仕様書

1 委託業務名

第 10 次なは高齢者プラン〈那覇市高齢者保健福祉計画(令和 9 年度改定)及び介護保険事業計画(第 10 期)〉策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間の債務負担行為）

3 業務内容

（1）各調査に関する業務（令和 7 年度から令和 8 年度）

※前回調査実績については、別紙参照

1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和 7 年度）

① 調査票の作成及び送付

ア 調査票の内容は、国から示される調査項目に、那覇市社会福祉審議会等の意見を踏まえた内容にすること。

イ 調査対象者は、本市が抽出し、住所及び氏名等の情報を提供する。

ウ 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と協議のうえ決定し受託者が準備することとし、調査票を送付する封筒には、調査タイトル、事業主体名称、委託先法人名、お問合せ先（委託先）を明記すること。

エ 調査票を回収するために必要な返信用封筒を同封すること。また、返信用封筒は委託先法人の所在地に送られるようにし、回答文書が第三者に見られないよう両面テープ等で封できるよう考慮すること。

オ 調査票（A4 用紙）は受託者が準備し、発送用封筒（角 2 封筒）及び返信用封筒（長 3 封筒）は本市が準備する。

② 調査票の回収

ア 日常生活圏域（18 カ所）毎に 400 件以上の調査票を回収すること。

イ 受託者は、調査締切前にリマインドハガキを送付する等の方策を講じ、アの必要標本数を確保すること。

③ 調査結果のデータ分析

回収した調査票についてはデータ化し、集計及び分析は本市全域や各日常生活圏域等で、クロス集計等の手法を用いて現状を把握できるようにすること。分析については、前回アンケート結果との比較も行うこと。

④ 調査及び分析

調査 令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月（予定）

分析 令和8年3月末まで

2) 在宅介護実態調査（令和7年度）

① 調査票の作成及び実施方法

ア 調査票の内容は、国から示される調査項目（A票・B票）、那覇市社会福祉審議会等の意見を踏まえた内容にすること。

イ 調査は、本市の認定調査員による聞き取り調査とし、調査対象者は市で選出する。調査票は本市と受託者で協議のうえ受託者が準備する。

② 調査結果のデータ分析

回収した調査票についてはデータ化し、集計及び分析は本市全域等で、クロス集計等の手法を用いて現状を把握できるようにすること。分析については、前回アンケート結果との比較も行うこと。

③ 調査及び分析

調査 令和7年11月から令和8年1月（予定）

分析 令和8年3月末まで

3) 市内の介護保険サービス事業所調査（令和7年度）

① 調査票の作成及び実施方法

ア 調査はアンケート方式とし、国が示す第10期介護保険事業計画に向けた調査を行うものとし、内容等については本市と協議のうえ決定すること。

イ 調査票を回収するために必要な返信用封筒を同封すること。また、返信用封筒は委託先法人の所在地に送られるようにし、回答文書が第三者に見られないよう両面テープ等で封できるよう考慮すること。

ウ 調査票（A4用紙）は受託者が準備し、発送用封筒（角2封筒）及び返信用封筒（長3封筒）

は本市が準備する。

② 調査結果のデータ分析

回収した調査票についてはデータ化し、集計及び分析は本市全域等で、クロス集計等の手法を用いて現状を把握できるようにすること。分析については、前回アンケート結果との比較も行うこと。

③ 調査及び分析

調査 令和7年11月から令和8年1月（予定）

分析 令和8年3月末まで

4) 地域ケア会議課題把握調査（令和8年度）

① 調査票の作成及び実施方法

ア 調査手法、調査項目の検討を本市と受託者で協議のうえ決定すること。

イ 調査対象は、本市日常生活圏域（18カ所）の地域ケア会議とする。

ウ 地域ケア会議で当該調査の内容について説明し、各日常生活圏域の課題や地域資源を用いた解決策について、意見を取りまとめること。

エ 日程調整や説明方法について、本市と調整すること。

② 調査票の回収

日常生活圏域 18 カ所の地域ケア会議にて回収すること。

③ 調査結果のデータ分析

回収した調査票についてはデータ化し、集計及び分析は本市全域や各日常生活圏域等で、クロス集計等の手法を用いて現状を把握できるようにすること。分析については、前回アンケート結果との比較も行うこと。

④ 調査及び分析

調査 令和 8 年 4 月から 6 月(予定)

分析 令和 8 年 7 月末まで

(2) 計画策定に関する業務（令和 8 年度）

1) 計画原案の作成

介護保険法第 117 条及び老人福祉法第 20 条の 8 に基づき計画原案を作成するものとし、国が示す予定の第 10 期基本方針、沖縄県介護保険事業支援計画、介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き及びその他関係のある計画等と整合性がある内容にすること。

2) 第 9 次なほ高齢者プランの進捗管理の分析、検証

第 9 次なほ高齢者プラン実施状況の把握、検証及び課題を整理し、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成 30 年 7 月 30 日）」に基づく、計画値と実績値の乖離状況の分析等を行い、第 10 次なほ高齢者プランの計画策定へ反映すること。

3) インセンティブ交付金の評価指標の課題整理、検証

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標で得点が低い項目に対し、課題整理や情報提供等を行い、第 10 次なほ高齢者プラン計画策定へ反映すること。

4) 情報・資料の収集及び分析等

各調査のデータ分析、地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析、KDB システムを活用した在宅医療・介護サービス分析、第 10 次なほ高齢者プランについての関係機関へのヒアリング、現状分析及び評価を行い、那覇市介護保険事業状況報告等の資料を活用し、日常生活圏域ごとの介護保険サービスに関する実態の把握及び整理を行うこと。

5) 施策の展開に対しての助言

各調査のデータ分析及び情報収集を基に、具体的な取り組み内容について助言を行うこと。

6) 必要サービス量と介護保険料の算定

本市全域や日常生活圏域における次の将来推計を行い、また国から提示されるワークシートにより介護給付対象サービス等の見込量、地域支援事業に要する費用及び見込量の積算、最終的に第 10 期介護保険料基準額の算定を行うこと。

① 高齢者人口、将来人口、高齢者のいる世帯数の推移

② 介護（要支援）認定者数の推移

③ 65 歳以上の認知症高齢者の推移

④ 高齢者の生活実態と介護保険サービス等

⑤ その他当該計画に必要とされること

- 7) 那覇市社会福祉審議会の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言・整理を行うこと。
- 8) 受託者は、本市と常に緊密な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において進捗報告を求められた場合は、直ちに書面等による報告を行うこと。

(3) 計画策定に係る会議等の運営支援

- ① 主担当者は、那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護専門分科会・なは高齢者プラン検討委員会（作業部会）等の計画策定に係る各種会議に出席すること。
- ② 会議等にて使用する資料の作成及び印刷製本を会議開催5日前までに提供すること。
- ③ 会議等における進行管理、委員への説明、想定質問の作成等質疑への応答を含む運営支援をすること。
- ④ 会議等の議事録及び情報公開用データの作成を会議開催後2週間以内までに提供すること
- ⑤ 計画原案の作成等については、本市と適宜連絡を取り調整しながら進めること。

<開催会議>

開 催 会 議	令和7年度	令和8年度
那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護専門分科会	2回程度	5回程度
なは高齢者プラン 検討委員会	—	5回程度
なは高齢者プラン 作業部会	—	4回程度

※会議は、毎回テーマを決めて討議する。

(4) パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関し本市が実施する「パブリックコメント」の資料作成、意見に対する対応策の助言等の支援を行い、意見の集約、計画への反映を行うこと。

4 手順及びスケジュール

(1) 次のとおり想定しているが、受託者と協議のうえ決定する。

- ① 各種調査項目を決定し実施、集計（令和7年11月から令和8年1月）
- ② 各種調査の分析（令和8年2月から3月）
- ③ 地域ケア会議課題把握調査（令和8年4月から6月）
- ④ 調査分析及び計画課題の整理（令和8年6月から8月）
- ⑤ ①～④を受けて計画素案作成（令和8年8月から12月）

※総論について（10月頃）各論について（11月頃）計画素案（12月頃）

- ⑥ パブリックコメント募集（令和8年12月）
- ⑦ パブリックコメントを受け必要に応じて修正（令和9年1月）
- ⑧ 計画原案を那覇市社会福祉審議会で承認を受ける（令和9年3月）
- ⑨ 当市庁議にて承認を受ける（令和9年3月23日（予定））
- ⑩ 成果物の納品（令和9年3月末迄）

※期限内に納品すること。

(2) 作業進捗管理に係る報告書及び付属資料

進捗管理報告書を各 1 部、月次で提出するものとする。なお、具体的な納品日や方法などの詳細については、本市の指示に従うものとする。

5 資料の取扱い

- (1) 個人情報保護法及び那覇市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供した個人情報について、受託者は受託業務以外に使用しないものとし、第三者に提供してはならない。
- (2) 本業務で知りえた情報や本市が提供した資料について、業務完了後も目的外に使用し、外部へ漏えいしてはならない。
- (3) 著作権、肖像権を侵害してはならない。
- (4) 印刷物等については、著作権は本市に帰属するものとする。

6 成果品及び納品時期

成果品は次のとおりとし、本市が指定する日時及び場所に納品すること。

- (1) 会議資料（各種会議の 5 営業日前までに納品）
 - ① 専門分科会（15 部）×令和 7 年度（2 回予定）令和 8 年度（5 回予定）
 - ② 検討委員会（25 部）×令和 8 年度（5 回予定）
 - ③ 作業部会（25 部）×令和 8 年度（4 回予定）
 - ④ 地域包括ケアシステム庁内推進会議幹事会（20 部）×令和 8 年度（3 回予定）
 - ⑤ 地域包括ケアシステム庁内推進会議（20 部）×令和 8 年度（2 回予定）※会議回数は予定回数とし、専門分科会は委員宛に会議資料を郵送すること
- (2) 会議議事録 1 部（各回の会議終了後 14 営業日以内）
- (3) 各種調査報告書
 - ① 調査報告書の電子データ及び報告書
一式（冊子で 30 冊、CD 等電子媒体 1 個）
- (4) 計画書等
 - ① 第 10 次なは高齢者プラン（那覇市介護保険福祉計画及び介護保険事業計画）
一式（冊子で 500 冊、CD 等電子媒体 1 個）
 - ② 第 10 次なは高齢者プラン概要版
一式（冊子で 300 冊、CD 等電子媒体 1 個）※冊子やリーフレットは両面カラー印刷を基本とし、できるだけ環境負荷の少ない再生材料を利用すること。
- (5) その他
 - ① 支払条件
各年度について、完了後一括支払いとする。
 - ② 再委託
受託者が本件契約に基づき、事前に本市に許可を得て第三者に再委託を行った場合において、受託者は本契約に基づいて受託者が本市に対して負担するものと同様の義務を再委託先に負わせるものとする。また受託者は再委託先の履行について、自ら業務を遂行した

場合と同様の責任を負うものとする。

③ 知的財産権、著作権

受託者が本契約に従い本市に納入する成果物の所有権は、受託者から当該成果物が納入されたときに、すべて本市に帰属するものとする。また、成果物に関する著作権は、受託者または第三者が従前から著作権を有する場合を除き、受託者から当該成果物が納入されたときに、すべて本市に帰属するものとする。

④ 体制

受託者は本件委託業務の実施に必要な体制（調査、計画策定体制、組織体制）を確保すること。

⑤ 成果物の不備

成果物の納入後、成果物に誤り、不備もしくは不具合などが発見された場合には、受託者の負担と責任で速やかに補正するものとする。

⑥ 制度改正等への対応

受託者は、本件委託業務の実施中に、国などによる制度改正等があった場合については、本市と協議のうえ柔軟に対応し、その内容を成果物に適切に反映するものとする。

⑦ 本市及び受託者による協議

この仕様書に定めがない事項については、両方で誠意をもって協議を行い決定するものとする。

別紙（第9次なは高齢者プラン策定時を参考に記載）

調 査 名		発 送 数	前回回収数 (前回回収率)	必要標本数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		14,994	8,425 (56.2%)	7,200 (400×18 圏域)
在宅介護実態調査 (市実施)		(聞き取り 調査)	495	600
介護保険サービス 事業所調査	(在宅生活改善調査)	89	50 (56.2%)	回収率 50%以上
	(居所変更実態調査)	142	75 (52.8%)	
	(介護人材実態調査)	404	219 (54.2%)	
	合 計	635	344 (54.2%)	